

ねんきんコーナー

保険料免除等を受けた期間の追納をおすすめします

国民年金保険料の免除・一部納付・若年者納付猶予制度・学生納付特例制度の承認を受けた期間は、老齢基礎年金の金額を計算するときに、減額または反映されないこととなっています（年金の受給資格期間には算入されません）ので、国民年金保険料を全額納付し

たときに比べ、受け取れる年金額が少なくなります。

このため、これらの承認を

受けた期間は、10年以内であればさかのぼって納付すること（追納）ができますので、将来受け取る年金額を満額に近づけるためにも、余裕ができたときに追納することをおすすめします。

なお、免除・猶予など承認を受けた期間から3年度目以降に追納する場合には、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が付きまますのでご注意ください。

追納額（平成20年度・月額）

追納期間	全額免除	半額免除
平成10年度分※	16,590円	—
平成11年度分	15,950円	—
平成12年度分	15,320円	—
平成13年度分	14,740円	—
平成14年度分	14,180円	7,090円
平成15年度分	13,970円	6,980円
平成16年度分	13,770円	6,880円
平成17年度分	13,810円	6,910円
平成18年度分	13,860円	6,930円
平成19年度分	14,100円	7,050円

※追納できるのは10年以内の分のみになります

加給年金と振替加算について

加給年金とは…

厚生年金の加入期間が20年以上（中高齢の特例の場合は15～19年以上）ある夫（妻）が、老齢厚生年金や特別支給の老齢厚生年金を受けられることになった場合、その人に生計を維持されている65歳未満の妻（夫）または18歳未満の子がいれば、老齢厚生年金に加給年金額が加算されます。

振替加算とは…

加給年金額の対象者になっている妻（夫）が65歳になると、それまで夫（妻）の老齢厚生年金などに加算されていた加給年金額が打ち切られます。

このとき、加給年金額の対象者であった妻（夫）が次の条件を満たした場合に、ご本人の老齢基礎年金に加算されます。これを「振替加算」といいます。

「振替加算」の条件

◆ご本人が老齢基礎年金を受給する資格を得たとき（満65歳到達時）において、加給年金額の対象となっていたこと

◆生年月日が大正15年4月2日から昭和41年4月1日までであること

振替加算の額

大正15年4月2日から昭和2年4月1日生まれの方については加給年金額と同額（22万7,900円）で、それ以降年齢が若くなるごとに減額されていきます。

この金額は、昭和61年に国民年金法が改正されるまで、配偶者が被用者年金に加入している間の専業主婦の方は加入義務がなかったため、満額の老齢基礎年金を受けられない分を保障する目的があるので、若くなるほど安く設定されています。

手続きについて

通常は、自動的に加算されますが、妻（夫）が老齢基礎年金を受給し始めた後に夫（妻）の老齢厚生年金等の受給権が発生した場合など、手続きが必要なことがあります。

くわしくは幡多社会保険事務所にお問い合わせください。



大方生華園 春の花まつり

3月14日(土)～3月29日(日) 9:30～15:30

大方生華園内ハウス 雨天決行

花壇苗53円（ペチュニア・パンジー・ビオラ・ディジー・クリサンセマム・マリーゴールドなど）

その他、ラナンキュラス・マーガレット・ゼラニウム・キンレンカ・グアバ製品や木工品なども販売しています

知的障害者授産施設 大方生華園 ☎43-3666

○お問い合わせ
大方総合支所
住民課 住基戸籍係
☎43-2800（直通）

佐賀総合支所
総務課 住基戸籍係
☎55-3701（直通）

高知社会保険事務局
幡多事務所
☎34-1616（直通）